

●記入上の注意●

【1. 誓約事項】の欄は、よく読んでチェックを入れてください。

【4. 対象となる高校生等】の欄は、次によって記入してください。

- 現在及び過去に在学した高等学校等の在学期間等について、記入してください。
- 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。
- 「課程」の欄は、高等学校（全日）、高等学校（定時）、高等学校（通信）、高等専門学校（高専）、その他（注）の該当するものに○をつけてください。

（注）「その他」には中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程）昼間学科、専修学校（一般課程）昼間学科、専修学校（高等課程）夜間等学科、専修学校（一般課程）夜間等学科、専修学校（高等課程）通信制学科、専修学校（一般課程）通信制学科、各種学校（外国人学校）、各種学校（その他）、特定教育施設を含みます。

【5. 保護者等の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。

- 保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の場合は除きます。
 - ・ 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ・ 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ・ 法人である未成年後見人
 - ・ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ・ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- 生業扶助（高等学校等就学費）を受給している場合は、家計急変世帯の補助対象にはなりません。
- ①「親権者（両親）2名」または③「未成年後見人」に該当する場合には、必ず保護者等全員（申請書の【2.申請者（保護者等）】及び【3.申請者以外の保護者等】に記入した人のもの）の書類を提出してください。
※「親権者」は認定基準日現在に高校生等本人が成人（18歳）になっている場合は、「主たる生計維持者」と読み替えます。
- ①「親権者（両親）2名」以外の場合は、理由欄の該当する項目を選び、□に☑をしてください。「就学に要する経費を親権者に求めることが困難なため」「その他」に該当する場合は、その理由を記入してください。

（注）共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学給付金担当へ相談してください。

【6. 扶養親族について】の欄は、次によって記入してください。

- 世帯の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の住民票及び課税状況が確認できる書類を添付してください。また、扶養関係を確認するため、健康保険証について記入してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

●留意事項●

- 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業または修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- 2校以上の高等学校等に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- 次に該当する場合には、奨学給付金の対象外となります。
 - ・ 令和8年1月1日時点で保護者等が海外赴任等により日本国内に住所を有しない場合
 - ・ 高校生等に高等学校等就学支援金等の受給資格がない場合
 - ・ 高校生等が里親または小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に養育されている場合
 - ・ 高校生等が一部の児童入所施設から通学している場合（例外有）
 - ・ 高校生等が7月1日現在休学中である場合
 - ・ 新入生で在留資格が留学の場合
- 不正に高校生等奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- 提出していただいた申請書類は返還しませんので、ご了承ください。

高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について（様式1-3別紙3）

- ・ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の中学部」をいいます。
- ・ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業または修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業または修了後、ただちに就労をするものに限りません。
- ・ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請をすでに行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
なお、特別永住者または永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。